

復復第七八號

沖繩縣人死亡處理に関する件

昭和二十六年六月十五日 引揚援護庁復員局庶務課長

復員業務規程による沖繩縣人處理に関する特別規定廃止に伴う過渡的措置として左記の通達められたから依命通知する

記

一次の各項に該当するものは規定により処理することが出来る

1、死亡処理途中のもの(うち左に該当するもの)

既に復員局(留守業務部)から死亡公報資料を熊本世話課宛発送済であるが熊本世話課及受領人居住地所管せ話課に滞留しているもので二親等内の遺族が内地に居住していけるもの

2、留守業務部に滞留中のもの(うち左に該當するもの)

死亡に関する諸元が判明しており昭和二十六年六月末日止ニモ

公報資料を熊本世話課宛発送) しるやので 二親等内の遺族が内地に居住してゐるもの

註 二親等内のものであるか ないかについては、復員第31号によつては、戸籍證明書又は同第3セハヨによる市町村へ照会にて認定する。

3. 代理受領の委任状(承諾書)によるもののうち左に該当するもの
昭和三十六年三月五日(復員業務規定制定の日)以前に調製され六月末
日迄に留守業務部で受領した内地在住の二親等外の親族に対する委任
状(承諾書)のあるもの

註 二親等内の親族の内地居住の有無については、留守業務部において
戸籍證明書、市町村への照会等により確認の処置を講ずるものとし、
二親等内の者がいた場合は二親等外の者は受領人とはならぬ。
1. その他ものは新規定(復員業務規程)によつて正當な受領人(未復員者)
(給與法第3条第1項第2項の取扱い)の又は代理するもの

従つて該当者が内地に居住してゐるのは内地人同様に処理するが内地
に居住しない者は上記の如きの取扱いを行ふものとする。

二、この規定は新規定(復員業務規程)に従う正當な受領人(未復員者)
に於ける第三項の最高額(金)の交付を處理する。

從つて該當者が内地に居住してゐるものは内地人同様に處理するが内地に居住しない者に対する場合は遺骨遺留品は受領人現住地に送付し給與金は復員業務規程第四十一条の示す所に基き供託する。

三、旧規定により処理するものは關係書類適宜の箇所に「旧規定により処理する」と朱書きしてその区分を明瞭にして又留守業務部は一つ、二つ、三つの区分毎に該當各縣世話課別の連名簿を逐次調製の上これを該當世話課並びに復員局經理部に送付し遺骨の交付給与金の支給事務に支障を生じないようにする。

通知先 復業、留業、至理部

連絡局、支部、世話課(所)